

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市部との利便性に優れ、自然と調和した本市の豊かなライフスタイル（以下「本市の魅力」という。）を多くの方に知ってもらうことにより、移住定住の促進を図ることを目的として、本市への移住を検討している者又は本市へのサテライトオフィス等の設置を検討している事業者の従業員に対し、本市での日常生活を体験する機会を一時的に提供する淡路市暮らし体験住宅（以下「体験住宅」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(体験住宅の名称及び位置)

第2条 体験住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
特定公共賃貸住宅 仁井サンハイツ	淡路市仁井128番地10 201号室
特定公共賃貸住宅 アメリカ村	淡路市大町下78番地 A-5号室
	淡路市大町下78番地 D-3号室
特定公共賃貸住宅 山田団地B棟	淡路市草香470番地1 201号室
	淡路市草香470番地1 202号室

(利用者の要件)

第3条 体験住宅を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市へ移住を検討している者 次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 市外に住所を有すること。
 - イ 世帯主となる者が20歳以上であること。
 - ウ 淡路市移住相談サポート窓口と面談を実施し、その推薦を受けていること。
 - エ 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (2) 本市へのサテライトオフィス等の設置を検討している事業者の従業員 淡路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない事業者の従業員であつて、前号アからエまでの要件を全て満たす者

(利用の申請)

第4条 体験住宅を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、淡路市暮らし体験住宅利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 体験住宅利用者全員の住民票の写し
- (2) 申請者本人確認書類（運転免許証等）の写し
- (3) 淡路市滞在計画書（様式第2号）
- (4) 淡路市移住相談サポート窓口の推薦書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利用の許可)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、淡路市暮らし体験住宅利用許可書を交付するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する利用の許可に必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査において、不適當であると判断したときは、淡路市暮らし体験住宅利用不許可通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（利用期間）

第6条 体験住宅を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、入居の日から起算して3か月以内とする。

（利用料）

第7条 第5条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用期間1月につき次の利用料を、指定された期日までに納付しなければならない。ただし、利用者が体験住宅を利用して本市の魅力を広く発信する活動に取り組む場合であつて、市長が特に認めるときは、利用料を無料とする。

体験住宅	部屋	利用料
特定公共賃貸住宅 仁井サンハイツ	201号室	29,500円
特定公共賃貸住宅 アメリカ村	A-5号室	34,600円
	D-3号室	25,950円
特定公共賃貸住宅 山田団地B棟	201号室	18,450円
	202号室	26,150円

2 利用者が体験住宅を明け渡した場合において、利用期間に1月未満の端数があるときは、当該端数に係る利用料は、日割により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、利用期間が1月に満たないときは、これを1月として算出する。

3 既に納めた利用料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

4 利用料には、市長が別に定める淡路市暮らし体験住宅附属設備（以下「体験住宅附属設備」という。）の使用料を含むものとする。ただし、光熱水費、し尿汲取り料、放送受信料その他の費用については、利用者の負担とする。

（遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）利用者は、市長若しくは市長が指定する者から体験住宅の鍵を受領し、外出時や就寝時に施錠するなど、管理について徹底すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- （2）火気の取扱いに注意するとともに、節電及び節水等に努めること。
- （3）体験住宅附属設備を適切に取り扱うこと。
- （4）善良な良識をもって体験住宅を適切に管理するとともに、体験住宅周辺の除草や清掃を適宜行い、住環境の整備に努めること。
- （5）ごみは、決められた排出方法に従い排出すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、体験住宅の利用に関し、市長が遵守する必要があると認める事項（行為の禁止）

第9条 利用者は、体験住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- （2）興行を行うこと。
- （3）展示会その他これに類する催しをすること。
- （4）犬（盲導犬及び介助犬を除く。）、猫その他の動物を飼育すること。
- （5）文書、図書その他の印刷物を貼り付ける又は配布すること。
- （6）宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- （7）周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- （8）許可された者以外の者を同居させること。
- （9）体験住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(10) 無断で体験住宅の改修を行うこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、体験住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(利用の許可の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、体験住宅の利用の許可を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 体験住宅の管理者の指示に従わないとき。

(4) 利用者が利用の許可の取消しを申し出たとき。

(5) 体験住宅について、淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第200号）第7条第1項の規定に基づく入居の申込みがあり、同条第2項の規定に基づき市長が当該申込みに係る入居の決定をしたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用の許可を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用者の利用の許可を取り消したときは、淡路市暮らし体験住宅利用許可取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 利用者は、体験住宅の利用期間が満了したときには、淡路市暮らし体験住宅実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(体験住宅の明渡し)

第12条 利用者は、体験住宅の利用期間が満了し、又は体験住宅の利用の許可が取り消されたときは、直ちに体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、体験住宅を原状回復した上で、体験住宅の鍵を市長又は市長が指定する者に返却しなければならない。

2 利用者は、前項の規定により行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

(体験住宅への立入り)

第13条 市長は、体験住宅の管理上特に必要があると認めるときは、体験住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由があるときを除き、前項の規定による立入りを拒否し、又は妨げてはならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により体験住宅、設備又は備品等を破損、汚損、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない特別の理由があるとき、この限りではない。

2 利用者は、前項本文に規定する損害が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(事故免責)

第15条 体験住宅が、通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、滞在期間中に体験住宅の内外で発生した事故に対して、市長は、その責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、体験住宅の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成30年10月26日告示第187号）

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和元年7月31日告示第32号）

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日告示第232号）

この告示は、令和2年11月1日から施行する